

事前調査書

建築主、設計者 様

(一財) 長崎県住宅・建築総合センター

法令及び条例等の規定により確認申請前に必要な手続きについて (お願い)

建築物を建築する際には、以下の法令等の許認可等を必要とする場合があります。

下記項目について所管課と協議を行った後、建築確認申請を提出いただきますようお願いいたします。

建築基準関係規定の項目

所管課	法・条例等	許可・申請等		
		不要	未	済
大村消防署	消防法第9条、9条の2、15条、17条			
ガス事業者	高圧ガス保安法第24条			
ガス事業者	ガス事業法第40条の4			
県危機管理防災課	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2			
県央振興局管理課	港湾法第40条第1項			
県央振興局建築課	都市計画法第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条並びに第43条第1項			
	長崎県建築基準条例による承認			
県央保健所	浄化槽法第3条の2第1項			
大村市都市計画課	屋外広告物法第3条、4条、5条			
	都市計画法第53条第1項			
大村市水道局下水道課	下水道法第10条第1項及び第3項並びに第30条第1項 (大村市下水道条例第5条に基づく確認)			
大村市水道局水道課	水道法第16条 (大村市水道事業給水条例による届出)			

連絡先

長崎県庁	095-824-1111	県央振興局	0957-22-0010
県央振興局	0957-26-3304	大村消防署	0957-52-4138
大村市役所	0957-53-4111	大村市水道局水道課	0957-53-1114
大村市水道局下水道課	0957-53-1682	長崎空港事務所	0957-53-6151

建築基準関係規定以外の項目

所管課	法・条例等	許可・申請等		
		不要	未	済
大村市建築課	大村市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例第8条、第10条による届出			
	大村市特殊旅館業を目的とした建築物の規制に関する条例第3条による申請			
大村市都市計画課	大村市都市景観条例第10条、第16条、第22条による届出			
	大村市環境保全条例第6条による土地開発協議			
	都市計画法第58条の2第1項による届出			
	長崎県屋外広告物条例第19条第3項による届出			
	都市再生特別措置法第88条、108条による届出			
	風致地区内における建築物等の規制に関する条例第2条第1項による許可			
大村市道路課	道路法第24条及び32条による申請			
	法定外公共物管理条例第4項による許可			
大村市河川公園課 (県央振興局総務課)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条による許可			
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条による許可			
大村市農業委員会	農地法第4条及び第5条による許可			
大村市文化振興課	文化財保護法第93条による届出			
大村市環境保全課	大村市環境保全条例第7条による建築協議書			
県央振興局建築課	長崎県福祉のまちづくり条例第16条による届出			
長崎空港事務所	航空法第49条、第56条の3による制限等			